

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 池永
日 時	平成30年9月18日(火曜日)	開 議	午前 10時 00分
		閉 議	午後 0時 03分
出席委員	◎西口、○石野、奥村、並河、藤本、木曾、明田（湊議長）		
出席理事者	【産業観光部】柏尾部長 [商工観光課]吉村課長、篠部副課長 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長 [都市整備課]山内課長 [土木管理課]藤本課長、鈴木管理・用地担当課長 [建築住宅課]内藤課長 【上下水道部】阿久根部長 [総務・経営課]西田課長、人見水道経営係長、服部下水道経営係長 [お客様サービス課]柴田課長 [水道課]河原課長 [下水道課]川勝課長、西田年谷浄化センター所長		
出席事務局	片岡局長、池永主任		
傍聴者	市民3名	報道関係者0名	議員1名(酒井議員)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（西口委員長あいさつ）

2 事務局日程説明

3 要望について

<西口委員長>

当常任委員会所管の要望は2件ある。「国道423号の全面復旧（法貴峠バイパス）の早期完成に関する要望書」及び「開発許可権限の移譲について執行部に改めて協議を求める要望」について、いずれも要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

（異議なし）

<西口委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。なお意見陳述者は、パソコンとスクリーンを使用して説明される。

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏）、発言席へ]

<西口委員長>

それではまず、「国道423号の全面復旧（法貴峠バイパス）の早期完成に関する要望書」について取り扱う。この件について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

10:03

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<木曾委員>

国道423号は、大阪との関係から重要な路線である。法貴バイパスについて、府も市も取り組んでいるが、ほ場整備との関係もあり、すぐには難しいと考えるがどうか。

<要望者（松尾氏）>

土木事務所に聞いたところ、ほ場整備については、何とか予算を確保してほしいとのことである。あわせて、犬飼バイパス・法貴バイパスについても、ほ場整備がかかっている。ほ場整備とセットにしないと用地買収できないので、事業を早く進めるためには、予算確保について、地元の声を上げてほしいというのが土木事務所の見解である。

<木曾委員>

法貴バイパスを早急に進めようと思えば、用地の取得が一番大事になる。ほ場整備が進捗するように、亀岡市としても地権者との話し合いを積極的に進めているが、加速していく必要がある。崩落した場所について、普通車は開通させると言っているが、地盤が軟弱で難しいところもある。土木事務所からどのように聞いているか。

<要望者（松尾氏）>

応急対策については、平地を活用するのでRが15メートルしかない。あくまで応急の復旧である。しかも雨で復旧の着手が遅れている。また本復旧工事については、「着手後」とある。着手がいつになるか分からず、そこからまだ半年かかるとしている。着手は来年になるのではないか。

<木曾委員>

私も9社ほど訪問したが、法貴峠が崩落し通行できないことにより、企業の経営に厳しい状況が出てきていると聞く。例えば、ここが難しいなら移転するというような話を聞いているか。私が聞いているのは、何とか早くしてもらい、経営の立て直しをしたいとのことであるが、長期になるようなら別だと考える。

<要望者（松尾氏）>

長引けば別の場所に移転したいという企業もある。大阪からのきちんとした看板がないため、他市からの営業マンが訪問をキャンセルするとか、売上が厳しい等と聞く。これが長引けばどうなるか分からない。長期になれば移転の可能性もあると私は考える。コスト増を心配されている。市からもどこからも説明がないとのことである。きちんとしたタイミングで説明することが大事である。

<並河委員>

経済活動にも影響が出るということは死活問題である。亀岡の経済団体の動きは御存じか。

<要望者（松尾氏）>

商工会議所は単なる集まりにすぎず、実質、製造業がない。こういう観点の発想がない。切迫感が感じられない。

<藤本委員>

「亀岡市執行部は、国道423号促進について、極めてつたない手法をとっています。…南丹土木事務所に要望し、激励し、バックアップする動きさえとっていません」と要望書に書いてあるが、どういうことか。やっているのではないか。

<要望者（松尾氏）>

市長がダブルルートをメインに、国道423号に関しても要望に行かれたが、土木事務所には寄っていない。市議会がきちんとしていることは承知している。

<西口委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取り扱いでよいか。（了）

10:23

<西口委員長>

次に、「開発許可権限の移譲について執行部に改めて協議を求める要望」について取り扱う。この件について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[要望者意見陳述（趣旨説明）]

10:32

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<木曾委員>

簡易宿泊所の問題があったが、もう少し詳しく説明されたい。

<要望者（松尾氏）>

簡易宿泊所については、新規建物は無理で、用途変更に限って認められることとなった。民泊法に伴って国土交通省が全都道府県に通知している。これはそもそも市街化調整区域を想定しているわけではない。簡易宿泊所の概念は、旅館・民宿以外はほぼ簡易宿泊所である。私なら簡易宿泊所とは書かない。農家民泊等と書いておけばよいのではないか。

<並河委員>

都市計画審議会当初、権限移譲の話が出た時、保津町の要望でこういう形になったという説明があった。元役員の方も知らないということは、わずかな中枢部のみで決まったのではないか。

<要望者（松尾氏）>

詳しくは知らないが、何人か聞いて回ったが御存じではなかった。自治会長と、区長会の経験者に説明したと市職員から聞いている。このようなものは地元の人が9割くらい同意しなければいけないと考える。

<木曾委員>

簡易宿泊所について、民泊の関係を含めて法律ができているが、一定の要件があると考え。市の説明では、建築基準法で整理できるとのことだが、その点についてはどうか。

<要望者（松尾氏）>

厚生労働省のホームページによると、簡易宿泊所にはホテル営業、旅館営業、簡易

宿所営業、下宿営業と4種類ある。簡易宿所は、山小屋やカプセルホテル等が該当すると書いてある。亀岡市が建築確認でできるかということ、建築確認の権限は土木事務所である。用途変更は可能である。民泊法の規制は当然受けるが、調整区域でどうするかということは、亀岡市が考えることではないか。

<木曾委員>

簡易宿所営業について、亀岡市ではこういうものは許可できないということを追加で明記しても、権限移譲された中では無効になってしまうということか。

<要望者（松尾氏）>

無効になるかどうかは知らないが、簡易宿泊所の営業という概念から、どのように書くのが難しい。技術的に無理だと考える。農家民泊と書いても法的用語ではないので、どう定義するかが難しい。しかもこれは用途変更できるので、途中で変えられたらおしまいである。

<木曾委員>

都市計画審議会の中でも地域の方が、地域コミュニティが壊れるのは困る、守ってもらうことが一番大事と言われていた。地域に対してしっかり説明する必要がある。市は説明したと言っているが、要望者の認識とは違うということか。

<要望者（松尾氏）>

地元の人が聞いていないと言われるということは、聞いていないのではないか。そもそもこれは何のためにするかという基本的な説明ができていない。亀岡市の地元説明用の資料で、京都府の基準と亀岡市の基準を説明しているが、そのようなものは意味がない。一番重要なことは、既存宅地や二・三男対策、社員寮ができるとか、たくさんある。そういうものを全て除いて書いているから亀岡の方が優れているように見える。そのように恣意的に作っている。私は京都府にも話をして、何のために必要なのか、なぜ返上を求めないのかと聞いた。いったん権限移譲したものは言えないとのことである。返上すると言ってきた場合はオーケーとのことである。職員がいないからできない。開発担当課長は京都府から来ているが、開発行為はしたことがない。経験者がいない。

<西口委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取扱いでよいか。（了）

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏））、発言席から退席]

10:43

4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[まちづくり推進部入室]

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号） （まちづくり推進部所管分）

- ・まちづくり推進部長あいさつ
- ・所管課長順次説明（歳出歳入一括）

10:55

[質疑]

<明田委員>

P 2 3、住宅管理経費について、退去者が非常に多いという話があったが、傾向を説明されたい。

<建築住宅課長>

償還金は、今年度は既に12件発生しており、家賃が高めの人の退去も数件ある。家賃の3カ月分相当を敷金として預かっているが、そのあたりで想定を上回った。昨年度は28件の退去および住宅の返還の中で110万円程度の実績であったが、今年度は12件で既に85万円支出している。残りの期間についても同様のことを想定し、今回補正をお願いするものである。

<明田委員>

出て行く人の動向は。市内に引き続き住まれるのか、市外に出られるのか。

<建築住宅課長>

そこまでは把握していないが、例えば同居していた家族が独立されて、残った夫婦が別のところに行くなどのケースがある。

<木曾委員>

ブロック塀の除去について、亀岡高校のグラウンド横の一方通行のところの塀が非常に高いと思うが、府が確認し除去してくれるのか。それともこの補助金での取り扱いとなるのか。亀岡小学校の子どもたちの通学路になっていると思うがどうか。

<都市計画課開発担当課長>

この補助金は、あくまでも民地内のブロックを対象にしている、亀岡高校のブロック塀は、高校の施設内にあるかどうかによって変わると考えるが、中身を確認できていないので後ほど報告する。

<まちづくり推進部長>

教育委員会と共に通学路のブロックの安全点検を行ったが、その中に含まれているかどうか詳細は分からない。府立の施設であり、府が対応するかもしれない。確認する。

<西口委員長>

早めに報告願う。

<並河委員>

P 2 3、安全な我が家の耐震化促進事業費の補助金について、これまでの実績は。

<建築住宅課長>

診断士については、当初予算で20戸計上している。既に15戸が出ており、相談中のものも数件ある。本格改修については、当初10戸の計上で、既に6戸が事業中である。簡易改修については、当初12戸の計上で、現在7戸が事業中である。また、この中にはないが、シェルターの関係は当初3戸であったが、既に2戸が動いている状況である。

<並河委員>

市民への周知は。

<建築住宅課長>

年4回程度実施している耐震の住宅相談会や、おしらせ版等に掲載して市民に啓発している。

<木曾委員>

耐震診断について、地震以降に問い合わせや申請があった分は全部終わったのか。

<建築住宅課長>

地震に伴い被災した部分は、自治防災課と調整しながら進めている。現在、被災部分は数字として上がっていないが調整中である。

<木曾委員>

地震の後に台風21号が来て、また塀を損傷したと聞く。早く耐震診断してほしいが、まだ来てもらっていないという話を聞いた。災害が次から次に起こるので、早急に対応されたい。申請があったら、すみやかに耐震診断されたい。

<建築住宅課長>

そういう問い合わせもいただいたが、予算の関係で、議決いただくまではという部分もある。これについては速やかに進めていきたい。

<奥村委員>

耐震診断を受けるには罹災証明が必要だが、地震の罹災証明でないといけないのではないか。

<建築住宅課長>

今回の事業の見直しについては、6月の大阪北部地震に関する罹災証明を受けている住宅について、要件の見直しを行うものである。

<奥村委員>

別紙資料2(2)に、ブロック塀の補助率3/4と書かれているが、その下に「6/18(大阪北部地震発生日)以降の遡及適用分など、国、府の補助要件に該当しないものは市単費」と書かれている。具体的にどういう意味か。

<都市計画課開発担当課長>

亀岡市では、補正予算について、議会の承認をいただいた後に補助制度を創設する予定である。通常、こうした補助金の事業は、交付申請の後に着工していただくのが原則的な考え方である。しかし今回は、補助金の制度ができる前に、危ないのですみやかに除却したいという人も聞いている。そういう人について、市の助成で救済しようとするものである。国費・府費の分はそれぞれ国・府の要綱があり、遡及適用できないことになっているので、さかのぼって適用するものについては、市で4分の3を助成するということである。

<奥村委員>

つまり、6月18日に発生してから9月議会で決まる時点までの間は、市が全部4分の3持つということか。

<都市計画課開発担当課長>

そのとおりである。

<奥村委員>

議会の一般質問でも言ったが、ブロック塀以外で、空き家や看板や倉庫などについても、道や公園に面して危ないものもある。空き家について除却の補助金はないかという石野議員の質問に対し、市長はどのように答弁されたか再度確認したい。

<まちづくり推進部長>

基本的には、空き家の除却に対しては、市の補助制度は考えていないという答弁であった。

<奥村委員>

個人のは個人の責任であり、そういうものに対しては補助金を出さないと言われた。公平性の観点からだと考えるが、このブロック塀についてはどうなのか。

<まちづくり推進部長>

基本的には、空き家の問題については、個人の財産という考えで市長は答弁している。しかし今回のブロック塀は、通学路や公共の道路に面している。現在は不適格

なブロック塀かもしれないが、できた時点では適格だったものもある。そういったものが前回の地震の時のように倒壊して市民の安全を脅かすことがあってはならないので、そういったことを未然に防いでいこうと思う人に補助し、促進していこうという考え方である。

空き家については、今回条例も作って市で対応していこうとしている。現時点では、特定空き家に指定すると、助言・指導・勧告・命令を経て、最終的には行政代執行までできる制度になっている。ただ、行政代執行したとしても、その経費は義務者に出していただくことになる。ブロック塀については、現在、国も府も補助金を作って、安全を守っていこうという考えになってきている。空き家については、機運的には今言ったような状況である。しかし、空き家についても、今始まったばかりであり、これから制度も変わっていくかもしれない。また、そういうことを既に行っている市町村があるかもしれない。そういうことも研究しながら、公衆に迷惑がかからないような施策をとっていかねばならない。それが補助金の制度になるかどうかはわからないが、今後、研究していかなければならないと考えている。

<奥村委員>

既に塀を除却されたところなど、国・府の補助要綱に該当せず市が単費で出さねばならないのは何件か。また、国・府の補助要綱はいつからなのか。

<都市計画課開発担当課長>

既に除却した、もしくは、市の制度ができる前に除却したいと伺っているのは2件である。府の助成制度は府の9月議会で予算要求されており、これから創設される予定である。早ければ10月末から11月初旬と聞いている。国については、現行の耐震改修の補助制度の中で活用できると聞いているので、市の補助制度ができ次第、活用できる見込みである。

<藤本委員>

この制度は、所有者が分からないような空き家のブロック塀については申請できないと考えるが、そのような物件には何か手を打っているのか。

<まちづくり推進部長>

これは、個人からの申請で、個人が4分の1を負担する制度なので、空き家で申請がないものについて使える制度ではない。空き家対策の中で整理が必要な内容だと考える。

<藤本委員>

行政代執行するということか。所有者を割り出して除去するように指導するのか。

<まちづくり推進部長>

空き家条例の中に、市が代理で執行するとか、行政代執行に至るまでに、公衆に迷惑がかかるものについては市が措置できるという制度も入っている。具体的な状況によつての対応になると考える。

<木曾委員>

建築基準法に違反して建築されていたものについて死亡事故が起きた。その範疇に入るものを除去しようとしているのだと考える。やはり、行政が建築基準法でしっかりと監視・指導できていない結果、あのような事故が起きたのではないか。その結果として、行政の責任の部分で、あわてて補助金を創設しようとしているのかと思う。亀岡市の権限移譲の関係などいろいろなこともあるので、京都府と連携して、建築基準法をきちんと守っていけるような制度にしていけないと、これからもこのようなことが起きる可能性がある。そのたびに、ブロック塀や他の建物の除去に、国費・府費・市費を出さねばならないことになってしまうのではないか。そのこと

についての基本的な考え方は。

<まちづくり推進部長>

先ほど住宅の耐震の説明もしたが、昭和56年に建築基準法等の制度が大きく変わっている。それ以前の建物が違法ということではない。ブロック塀も同様である。その時々制度があり、その時は適法でも今となつては、というものが法律上はある。特定行政庁は京都府であり、我々は今、開発許可の権限移譲を受けている。そういうことも含めて京都府と十分連携を取りながら、現状の法・制度に即した形で指導等をしていけるように取り組んでいきたい。

<木曾委員>

建築基準法改正の前だろうが後だろうが、危険な部分は除去しよう、人の命を大切にしようという観点から出た話だと考える。これまであったものを嵩上げて作ってしまったものもあり、分かりにくい部分もあるので、きちんと行政として指導していく必要があると思う。これから、いろいろな形で権限移譲を受けていく基礎的自治体としての確にとらまえ、安全対策に力を入れられたい。(要望)

11:20

(2) 第48号議案 市道路線の認定及び変更について

・土木管理課管理・用地担当課長説明

[質疑なし]

[まちづくり推進部退室]

<休憩 11:21～11:26>

[産業観光部入室]

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) (産業観光部所管分)

・産業観光部長あいさつ

<産業観光部長>

大阪北部地震、7月豪雨、台風20・21号、9月豪雨と立て続けに被災し、農林関係でも多数の被害が出ている。7月豪雨については先月報告したが、現在は専決いただいた国への申請に向け事務事業を進めている。小規模災害については、現在、地元から交付申請を受け付けており、随時交付決定を行っている状況である。その後、台風20号については、豪雨の関係で農地の畦畔や水路の土砂災害が多くあった。一部、池の決壊もあった。台風21号については特に風の被害が多かった。9月豪雨については、山崩れやそれに伴う農地への土砂流入が発生している。それらを合わせて、概数であるが、農作物の被害が3.4ヘクタール、パイプハウスや農業機具、畜産関係施設などが372棟、そのうちパイプハウスが304棟傷んでいる状況である。また山崩れが20カ所、農地被害は土砂流入や畦畔の崩壊が98カ所、ため池も7カ所で傷んでいる状況である。今後、7月豪雨と同様に、専決や補

正をいただく中で、一刻も早く農業者が安心して農業に従事できるよう、施設の回復に努めていきたい。また、保津川下りについては、航路等の点検等のため、早くても21日までは運休されると聞いている。

・商工観光課長説明（歳出歳入一括）

11:30

[質疑]

＜並河委員＞

具体的な場所は決まっているのか。

＜商工観光課長＞

基本的には保津川本川を対象としているが、上流の支川である鶉の川、年谷川、曾我谷川にも多くの流木やごみ等が漂着している。いずれ本川に流下してくることも考えられるため、それらも含めて撤去・回収にあたりたいと考えている。

＜奥村委員＞

観光協会への補助金となっているが、観光協会に施設環境整備をする組織力があるのか。それともどこかへ委託するのか。

＜商工観光課長＞

この経費は観光協会への補助金となっているが、実質的には経費のほとんどが約200人分の人件費である。河川内のものは主に保津川遊船企業組合に委託したいと考えている。

＜奥村委員＞

200万円の大半が保津川遊船に行くということか。

＜商工観光課長＞

観光協会から保津川遊船企業組合に委託しようとしているものである。

＜奥村委員＞

観光協会を経由する意味が分からない。なぜ保津川遊船企業組合にそのまま委託しないのか。観光協会を通すから、すぐに観光協会の予算が膨らんでいく。その辺の流れは、今後どうしていくのか。直接委託しても構わないのではないか。

＜商工観光課長＞

我々としては、一企業に直接、委託事業として持って行くのではなく、あくまでも亀岡市の観光資源の環境美化に対して補助金を支出して対処していきたいと考えている。

＜奥村委員＞

保津川を清掃しようとしたら通常の業者ではなかなかできないのであり、保津川の流れやごみがたまる場所をよく知っていて、船を持っているところに直接委託しても問題ないのではないか。

＜商工観光課長＞

河川区域内の漂着物について、どこが責任を持って除去・撤去するかということになると、所管範囲というか、土木や京都府の河川管理でしていただく部分もある。我々はそういった部分を除き、観光施設の美観を維持・保全するための部分について、こういった補助金で対応していきたいと考えている。

＜木曾委員＞

保津川遊船に間接的にしてもらおうということだが、今まで企業組合として、自分のところの事業に関しても独自でやってもらっている。プロジェクト保津川が主体になって、そこから出す方がよいのではないか。観光協会に出すのは無理があるので

はないか。保津川をきれいにするという部分でプロジェクト保津川にお金を出して、その中でどうしてもできない部分を保津川遊船にお願いする方がよかったのではないか。観光協会が実際にするわけではない。そういう流れをつくった方がよかったのではないか。

<産業観光部長>

先ほどから意見をいただいている部分については、今後十分考えていく必要があるが、今回の補正については、できれば南郷池等も対象にしたいということも含めて、総合的に観光協会に差配いただきたいと考えている。常々NPOがそういった活動をされていることは存じているので、場合によっては、お願いしていただくことも必要かと考える。

<木曾委員>

延べ200人分ということであるが、単価は。予算の根拠は

<商工観光課長>

人件費の賃金で、日当8千円の200人分で積算している。差額はごみ処理費用や燃料費等の諸費用である。

<木曾委員>

漠然としている。予算なので、もう少し根拠立ててできないか。8千円の200人分は分かったが、その後の部分を含めてきちんと説明できるようにしておかねばならない。どれだけかかるか分からないから、大まかにこれだけで予算を組んでいるということでは、議会への説明としては不十分ではないか。もう少し詳しく説明されたい。

<商工観光課長>

人件費の賃金としては、日当8千円を200人で160万円。あとは事務費として、消耗品がごみ袋、作業服、軍手、長靴等をあわせて、6人分として12万円。事務用品・消耗品・通信費・コピー代等が7万円。ごみ処理費用、大型ごみ・有害ごみ等を分別して処分する経費が一式で17万円。燃料費は、ごみの運搬等にかかるガソリン代等として、153円の260リットルで3万9780円、合計199万9780円という積算をしている。

<木曾委員>

最初からそのような説明をしなければならぬのではないか。金額だけではなく、根拠をきちんと説明せねばならない。内訳が分かっているなら書いておく等すれば、より理解が進むのではないか。今後はそのようにされたい。

<西口委員長>

以後、気をつけられたい。

<明田委員>

清掃活動の責任をどこが持つのかという話が出ていた。川の管轄は京都府であるが、府の補助や助成はないのか。

<商工観光課長>

京都府の管轄部分は、専決処分により保津峡内の部分を府の土木事務所が担当し、そういった活動をしていただいている。

11 : 43

[産業観光部退室]

[上下水道部入室]

(1) 第2号議案 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- ・上下水道部長あいさつ
- ・下水道課長説明

[質疑なし]

11 : 47

(2) 第4号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算(第1号)

- ・水道課長説明

[質疑なし]

[上下水道部退室]

11 : 49

[委員間討議なし]

5 討論～採決

[討論なし]

[採決]

- ・第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)所管分
可決・多数 (反対：奥村委員)
- ・第2号議案 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
可決・全員
- ・第4号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算(第1号)
可決・全員
- ・第48号議案 市道路線の認定及び変更について
可決・全員

11 : 53

[指摘要望事項等]

<木曾委員>

指摘要望ではないが、議論のあったブロック塀を含め、補正予算は災害の関係がほとんどであった。市民生活に直結しているので、すみやかに予算を執行することを委員長報告に付け加えてはどうか。

<西口委員長>

そのような取り扱いでよいか。(了)

6 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

[事務局説明]

<木曾委員>

ブロック塀の件は大事である。賛否はあったが掲載してはどうか。また、産業観光部からの説明の部分について、観光にも関わることなので掲載してはどうか。

<西口委員長>

この2点を掲載することでよいか。(了)

(2) わがまちトークの対応について

[事務局説明]

<西口委員長>

出席者を決定したい。

(各委員調整)

<西口委員長>

それでは、各委員の選出を次のとおりとする。(了)

- ・宮前町：奥村委員、石野副委員長
- ・千歳町：並河委員、明田委員
- ・本梅町：木曾委員、石野副委員長
- ・畑野町：並河委員、藤本委員
- ・東本梅町：木曾委員、西口委員長

～散会 12:03